

## 国が示した「基本指針」の主な内容

## 1 主なポイント

	主なポイント	内容
1	地域における生活の維持及び継続の推進	地域生活支援拠点等の機能の充実を進めるとともに、日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討を行う。
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。 また、ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む。
3	福祉施設から一般就労への移行等	一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させるとともに、就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進める。 地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。
4	「地域共生社会」の実現に向けた取組	「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」 「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。
5	発達障害者等支援の一層の充実	発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。 発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。
6	障害児通所支援等の地域支援体制の整備	難聴障がい児の支援体制について、取組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。 児童発達支援センターや障がい児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。 障がい児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。 自治体における重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。

7	障がい者による文化芸術活動の推進	国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障がい者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む。
8	障がい福祉サービス等の質の向上	多様となっている障がい福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や、適正なサービス提供が行えているかどうか情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む。
9	障がい福祉人材の確保	障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

## 2 その他の基本方針見直しポイント

### (1) 相談支援体制の充実・強化

指定特定・指定障がい児相談支援事業所数、従事者数はいずれも増加しているが、相談支援専門員が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、相談支援体制の更なる充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。

### (2) 障がい児通所支援体制の教育施策との連携

放課後等デイサービスをはじめとした障がい児通所支援の体制整備にあたっては、子育て支援施策とともに、教育施策との緊密な連携が必要であり、教育施策との連携の一環として、学校の空き教室を活用する方法も有効である。

以上のことを踏まえ、以下の内容を規定することを想定。

- ・支援が必要な子どもやその保護者が、地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、障がい福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ること。
- ・学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要であること。

### 3 成果目標に関する事項

	見直しの概要	内容
1	施設入所者の地域生活への移行 (継続)	<p>【現指針】</p> <p>障がい者の高齢化・重度化の状況等を踏まえて、H32 年度末における成果目標を設定</p> <p>①施設入所者の地域生活への移行 ・H28 年度末施設入所者の 9 %以上を地域生活へ移行</p> <p>②施設入所者の削減 ・H28 年度末施設入所者数の 2 %以上を削減</p> <p>【新指針】</p> <p>①地域移行者数：R 元年度末施設入所者の 6%以上が R5 年度末までに地域移行</p> <p>②施設入所者数：R 元年度末の 1.6%以上を R5 年度末までに削減</p>
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (継続)	<p>【現指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての障がい保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する</li> <li>・全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。(共同設置可)</li> <li>・精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）を、国が提示する推計式を用いて設定する。</li> <li>・入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上、6 か月時点の退院率を 84%以上、1 年時点の退院率を 90%以上とする</li> </ul> <p>【新指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316 日以上 (H30 年時点の上位 10%の都道府県の水準) (新)</li> <li>・精神病床の 1 年以上入院患者数：10.6 万人～12.3 万人へ (H30 年度の 17.2 万人と比べて 6.6 万人～4.9 万人減)</li> <li>・退院率：3 か月後 69%以上、6 か月後 86%以上、 1 年後 92%以上 (H30 年時点の上位 10%の都道府県の水準)</li> </ul>
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実 (継続)	<p>【現指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、地域生活支援拠点等の整備が必ずしも進んでいない状況に鑑み、現行の成果目標を維持し、成果目標を設定</li> <li>○R2 年度末までに各市町(圏域)に少なくとも一つを整備する</li> </ul> <p>【新指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R5 年度末までの間、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ以上確保しつつ年 1 回以上運用状況を検証、検討</li> </ul>

4	福祉施設から一般就労への移行等 (継続)	<p><b>【現指針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の状況等を踏まえて、成果目標を設定</li> <li>①R2 年度中に H28 年度実績の 1.5 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行すること</li> <li>②R2 年度末における就労移行支援事業の利用者数を H28 年度末の利用者数から 2 割以上増加することを目指す</li> <li>③R2 年度末において就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す</li> <li>④就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする</li> </ul> <p><b>【新指針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R5 年度末までの一般就労への移行者数：R 元年度の 1.27 倍 うち移行支援事業：1.30 倍、就労 A 型：1.26 倍、就労 B 型：1.23 倍（新）</li> <li>・R5 年度就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7 割以上の利用（新）</li> <li>・就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所：7 割以上（新）</li> </ul>
5	障がい児支援の提供体制の整備等 (継続)	<p><b>【現指針】</b></p> <p>児童福祉法の一部改正により作成が義務付けられた障がい児福祉計画として、基本指針に障がい児支援の提供体制の確保に関する成果目標を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①R2 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村(圏域)に少なくとも 1 か所以上設置すること</li> <li>②R2 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること</li> <li>③R2 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村(圏域)に少なくとも 1 か所以上確保すること</li> <li>④医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、H30 年度末までに、各都道府県(県が関与しての市町村又は圏域)で保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けること</li> </ul> <p><b>【新指針】</b>（すべて R5 年度末までに）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所設置</li> <li>・難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保（新）</li> <li>・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築</li> <li>・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後デイサービスを各市町村に少なくとも 1 か所確保</li> <li>・医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（一部新）</li> </ul>

6	相談支援体制の充実・強化等（新規）	・R5 年度末までに、各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
7	障がい福祉サービス等の質の向上（新規）	・R5 年度末までに、各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

#### 4 その他